

1人の首切りも許さない

N関労東 2020.3 No92

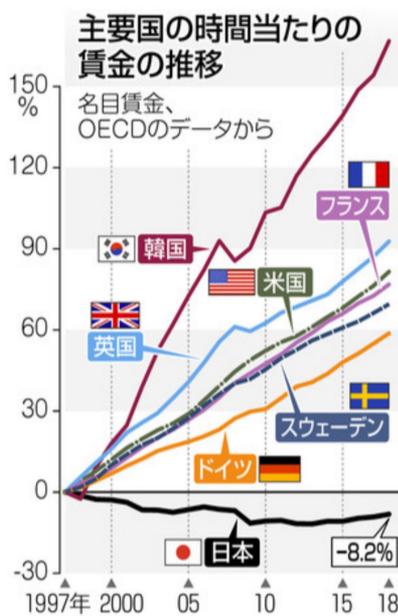
東日本NTT関連合同労働組合

東京都千代田区神田司町2-15-9 武蔵野ビル2階 NPO法人労働相談室内
TEL(03)6273-7115 FAX(03)5577-7263
E-mail info@n-kanrou.com http://www.n-kanrou.com

■発行責任者:奥山 信義 ■編集責任者:田原 博

大幅賃上げで取り戻す、暮らしと景気

一律4万円の賃上げ要求



日本人の1時間あたりの賃金は、この20年余りの間で8・2%減少。これに対し、韓国は150%超ふえたのをはじめ、英国(92%増)、米国(81%増)などは軒並み賃金は増加しています(左図)。

こうしたなかで、企業のため込み利益、内部留保は、この20年余りで4倍ちかくもふえて446兆円に達しています。私たちの暮らしを良くするには、労働組合を通じて要求していくことが近道です。あなたもN関労に入りませんか。

先進国で唯一、20年も減り続ける賃金
企業は4倍近くも利益を増やす



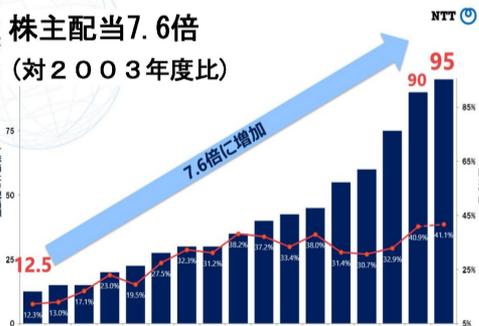
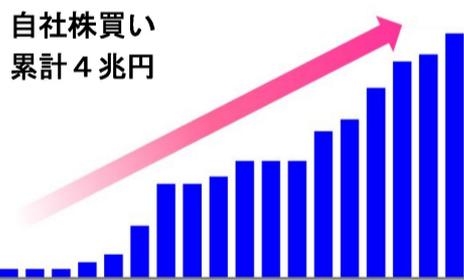
N関労の主な春闘要求

- 1、資格賃金を一律月額4万円引上げること。
- 2、60歳超え契約社員などの非正規社員の時間賃金を1,500円以上に引上げること。
- 3、2018年度の特別手当を60歳超え契約社員などを含む全ての社員に対して、基準内賃金の6か月分を支給すること。
- 4、地域会社での労働条件を向上させることが可能な委託費を保証すること。
- 5、地域会社の賃金水準をNTT東日本会社に準拠すること。
- 6、定年を65歳に引き上げること。
- 7、非正規社員の社員化を行なうこと。
- 8、労働契約法第20条に基づき、非正規労働者の待遇を、職場内均等待遇とすること。とりわけ、通勤手当、食堂の利用などについて労働条件を相違させないこと。
- 9、「成果・業績主義賃金」制度を廃止し、年齢賃金を設け60歳まで定期昇給を行うこと。
- 10、時間外労働については、いかなる時も過労死ラインを超えないようにすること。
- 11、ハラスメント行為を容認しないこと。

利益を還元し社会的責任を果たせ
N関労に入り春闘要求を実現させよう

NTTの17年度の内部留保は、10兆円を超え、株主配当金の累計額は3兆円を超えています。

また、自社株買いの累計額は4兆円に達し、この4兆円だけでもNTTグループの膨大な資金を生みだしてきたのは私たち労働者



私たちには、以上の理由から春闘アンケートの結果を踏まえて、今春闘で①一律4万円の賃上げ。②非正規労働者の時間給を1500円以上にする。③労働契約法第20条に基づき、非正規労働者の待遇を、職場内均等待遇とすること、などの要求をしています。

です。労働者の待遇を改善する財源は十分あります。ところが、19春闘は一人平均2000円の賃上げという、生活実態を無視した低額回答でした。そして、これまでの春闘で要求してきた非正規労働者の賃上げはゼロ回答がついています。そして、昨年10月には消費税率も引き上げられました。

残業代未払い・セクハラ
パワハラなど1人で悩まないでご相談ください。



労働相談ほっとライン
03-6273-7115



正社員との格差は違法 集団訴訟へ 損害賠償請求額2億5千万円 郵政非正規社員

日本郵政グループの年収は正社員が平均626万円に
対して、非正規社員は231万円です。「労働契約法20
条」に基づく差別是正を求める裁判は、すでに11名の
原告によって先行しています。ここでは、住居手当、
年末年始勤務手当などの格差は違法と、東京高裁、
大阪高裁で判断され現在最高裁で係争中です。郵政
ユニオン労組は、この判決に基づき各種手当の差額
を支払うよう会社に要求してきましたが、まったく
応じなかったため集団提訴に踏み切りました。

高裁判決を 認めない会社

日本郵政グループ内の
労働組合のひとつである
「郵政ユニオン」に所属
する非正規社員が正規社
員との各種手当の格差の
是正を求めて、全国で154
人が2月に一斉に集団提
訴を起こしました。損害
賠償請求の総額は約2億



5千万円になります。

郵政ユニオンは昨年8
月に「労働契約法20条に
基づき手当等の支払いを
求めた要求書」を会社に
提出しましたが、全く誠
意ある回答がありません
でした。

また、14年春に提訴し
た東西20条裁判（現在、
最高裁で係争中）の地裁、
高裁判決で違法とされ、
損害賠償が認められた手
当と休暇は訴えた11人の
原告以外には効力が及ば
ないことから、その成果
を活かし、広げるために
提訴しました。

請求項目は、東西20条
裁判において地裁、高裁
判決で認められた①住居
手当、②年末年始勤務手
当、③夏期・冬期休暇、

④年始の祝日給、⑤有給
の病気休暇、⑥扶養手当
と地裁、高裁判決では認
められなかったものの正
社員との間で著しい格差
がある⑦賞与（夏期・年
末一時金）についても請
求しました。賞与の「格
差是正」の請求は原告の
みならず、郵政で働くす
べての非正規社員の共通
の思いです。札幌地裁と
東京地裁では新たに⑧
「寒冷地手当」を追加し
ました。

同じように働いても
大きな格差

今回の原告団となった、

盛岡郵便局の細川さんは
「東北は寒いところで、
配達業務には正社員に1
万円の寒冷地手当がある。
しかしわれわれには一切
ない」と訴えました。

船橋郵便局の渡邊さん
（63歳）は、「私の内勤
の職場では正社員が22人
に対して非正規社員は150
人。非正規がいなければ
回っていかない。私は以
前、正社員だったときの
賞与は90万円。ところが
再雇用で非正規になった
途端、賞与は2万2千円
になった。

言い方は悪いが、郵便
局の仕事は特別な能力を
必要としない仕事。みな
なまったく同じように働
いている。それでこれだ
けの格差をつける理由な
どない。私は正社員のほ
うを下げると言っている

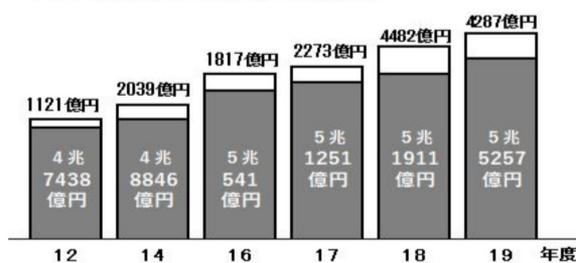
ない。同じ賃金体系をつ
くっていくことが大事だ
と裁判でたたかう意味を
語りました。

8時間働けば安心して
暮らせる社会の実現

そして、郵政ユニオン
の日巻委員長は、次のよ
うにコメントしています。
「多くの非正規社員を
雇用している日本郵政グ
ループにおいて、労契法
20条裁判で勝利すること
は、一企業における司法
判断だけに留まらず、2
千万人ともいわれている
非正規労働者の労働条件
に与える影響は大きく、
とりわけ政府が日本郵政
の株式を約57%保有して
いる『公的企業』におい
て、現在の労働条件が
『違法』と最高裁が判断

武器よりパンを 9条を活かし 平和外交を

図：安倍内閣で増大する防衛費



安倍政権で、補正予算の趣旨にそぐ
わない防衛費の異常事態が続いていま
す。19年度の防衛費補正予算（図の白
色部分）は4287億円。当初予算
（図の灰色部分）と合算すると5兆6
861億円で、安倍政権下で6年連続
過去最大です。

凶弾に倒れた中村哲医
師は、「武器よりパンを」
の理念でアフガンで井戸
や灌漑施設を作り続けま
した。軍拡ではなく憲法
9条を活かし、同じこと
を日本政府が行えば、格
段に民生は安定し平和に
貢献できます。
そして、防衛費の削減
分を社会保障に回せば、
私たちの暮らしは改善し
ていきます。

を下せば、社会に与える
影響は計り知れないもの
があります。
全国7地裁でたたかう

集団訴訟をはじめ最高裁
での勝利判決を勝ちとる
たたかいに、大きな支援
をお願いします。



人生は、時々晴れ マイク・リー監督

今回は人生や家族の絆につい
て考えてみる作品を紹介しま
す。

冒頭の食事風景が秀逸です。
背中を丸め下を向く夫、無表情
にナイフとフォークを動かす長
女。長男はそっぽを向きテレビ
を観ている。そんな家族を神経
質そうに見る妻。そこには幸福
感の欠片も見出せません。
夫はタクシの運転手。少な
い稼ぎへの負い目なのか、眼差
しに光はなく家族と目を合わせ
ません。老人ホームで働いてい

る長女は肥満を恥じているのか
言葉少ない。長男は登校拒否。
そんな家庭の中で孤軍奮闘？す
るスーパー勤めの母親。
それぞれが抱える悩みや不安、
そして苛立ち。そんな家族や彼
らを取り巻く人々の生活を描く
中から、悩みや苛立ちの原因が
決して個人の能力や努力不足で
はなく疲弊したイギリス社会の
現状の中にあることが映し出さ

れます。
映画はあくまでも夫婦や親子
がどう相手に向き合うかが問わ
れます。「もう僕のことには愛し
ていないんだろ」と問いかけ
る夫。真剣にむきあい改めて再
確認される家族の愛、「人生は、
時々晴れ」。時々晴れるから絆
も深くなるのかもしれない。
（み）

11年9月号の再掲